

3 意見書の提出について（別冊）

- (1) 「全国森林環境税」の創設に関する意見書 (議長提出)
- (2) 大規模災害時の法制度に関する抜本的な見直しを求める意見書 (自由民主党浜松提出)
- (3) 道路整備に係る補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書 (自由民主党浜松提出)
- (4) 筋痛性脳脊髄炎／慢性疲労症候群患者の支援を求める意見書 (創造浜松提出)
- (5) 受動喫煙防止対策を推進するため健康増進法の改正を求める意見書 (公明党提出)
- (6) 第41教育飛行隊の浜松基地移動計画を中止することを求める意見書
(日本共産党浜松市議団提出)
- (7) 核兵器禁止条約への日本の参加を求める意見書 (日本共産党浜松市議団提出)



平成29年8月7日

静岡県浜松市議会議長 様

〒958-8501 新潟県村上市三之町1番1号

全国森林環境税創設促進議員連盟

会長 板垣 一徳

(新潟県村上市議会議員)



「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について (依頼)

当連盟の活動については、日頃よりご支援、ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、当連盟は、森林の公益的機能を継続して確保するため、その保全を担う市区町村の森林・林業・山村対策の抜本的強化を図ることを目的とし、新たな税財源である「全国森林環境税」を創設することを目指し、全国の加盟市町村長で組織する「全国森林環境税創設促進連盟」と共に平成6年より活動を進めてきたところであります。

このような中、政府・与党は、『平成29年度税制改正大綱』において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用も含め都市、地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る」との方針が示されたところであります。

もとより、山村地域の市町村による森林吸収源対策の推進や安定した雇用の場の確保などの取組みは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生等にもつながるものであり、そのための市町村の財源の強化は喫緊の課題であります。

このような状況を踏まえ、当連盟では本年度が制度実現のための正念場であると捉え、森林・林業・山村対策の抜本的強化をはかるための「全国森林環境税」導入の一日も早い実現を求めるため、全国の市区町村議会での意見書の採択を求めることとしたところであります。

つきましては、貴議会におかれましては、9月定例議会において「全国森林環境税の創設」に関する意見書をご採択いただき、政府・国会等関係要路にご提出いただきますようご依頼申し上げます。

記

- 1 提出いただきたい意見書 (例) 別案のとおり
- 2 担当事務局 〒958-8501 新潟県村上市三之町1番1号
全国森林環境税創設促進議員連盟事務局 (新潟県村上市議会事務局内)
担当: 小林、富樫
TEL/FAX 0254 (53) 1275 (直通)
e-mail: shinrin@city.murakami.lg.jp

「全国森林環境税」の創設に関する意見書（例）

我が国の地球温暖化対策については、2020年度及び2020年以降の温室効果ガス削減目標が国際的に約束されているが、その達成のためには、とりわけ森林吸収源対策の推進が不可欠となっている。

しかしながら、森林が多く所在する山村地域の市町村においては、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化・後継者不足に加え、急速な人口減少など、厳しい情勢にあるほか、市町村が、森林吸収源対策及び担い手の育成等山村対策に主体的に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。

このような中、政府・与党は、『平成29年度税制改正大綱』において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る」との方針を示したところである。

もとより、山村地域の市町村による森林吸収源対策の推進や安定した雇用の場の確保などの取組みは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生等にもつながるものであり、そのための市町村の財源の強化は喫緊の課題である。

よって、下記の制度創設について実現を強く求めるものである。

記

平成29年度税制改正大綱において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設」に関し、「平成30年度税制改正において結論を得る」と明記されたことから、森林・林業・山村対策の抜本的強化をはかるための「全国森林環境税」の早期導入を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年 月 日

〇〇市・区・町・村議会議長

(提出先)

内閣総理大臣・財務大臣・総務大臣・農林水産大臣・環境大臣・経済産業大臣・
衆議院議長・参議院議長

大規模災害時の法制度に関する抜本的な見直しを求める意見書（案）

我が国では、平成 23 年東日本大震災や平成 27 年 9 月関東・東北豪雨、平成 28 年熊本地震など、甚大な被害をもたらした大規模災害が頻発しており、今後においても、南海トラフ地震などの巨大地震、大型台風や集中豪雨など、大規模な災害の発生が指摘されている。

これに対し、基礎自治体であると同時に大都市としての総合力を持つ政令指定都市は、防災、応急救助、さらには復興・復旧まで切れ目なく一体的に災害対応していくことが必要である。

しかしながら、現行の災害対応法制では、大規模災害発生時における救助事務の実施主体は都道府県知事であり、事務処理の特例として事務の一部について委任を受けることによってのみ、市町村長が処理することができる制度であるため、迅速・柔軟な救助の実施が難しい。

想定を超える災害が頻発する今日、現行の災害対応法制を早急に見直し、政令指定都市が災害救助等の事務・権限をみずから包括的に担い、その能力を十分に発揮できる自立的かつ機動的な体制を確立することが求められている。

よって、国においては、制定後半世紀以上が経過している災害救助法や災害対策基本法に基づく大規模災害時の法制度を抜本的に見直し、政令指定都市が持つ能力を十分に発揮できる制度を新たに構築すべく、国の主導において、政令指定都市を災害救助の主体とする法改正を行うことを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

道路整備に係る補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書（案）

道路は、地域の経済活性化や持続的な成長、市民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には市民の命を守るライフラインとして機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本の一つである。

国においては、平成20年度から道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下「道路財特法」）の規定により、補助（地域高規格道路）や交付金（社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金など）の補助率等のかさ上げを行い、道路事業に対する格別の配慮がされているが、この措置は平成29年度までの10年間の時限措置となっている。

地方が、人口減少・流出防止など地方創生に全力で努めている状況での、特別措置期限の終了は、財政負担の増加により道路整備の推進に大きな影響を及ぼすことになる。特に、1558 km²という全国2位の市域面積に、国県道を含む道路管理延長8482kmを有する国土縮図型政令指定都市である本市ではなおさらである。

よって、国においては、道路財特法の補助率等のかさ上げ措置について、平成30年度以降も継続するとともに、国土交通省関連事業全体の予算を確保するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

筋痛性脳脊髄炎／慢性疲労症候群患者の支援を求める意見書（案）

筋痛性脳脊髄炎／慢性疲労症候群（以下「ME／CFS」という）は、健康に生活していた人が、ある日突然原因不明の激しい倦怠感に襲われ、それ以降、強度の疲労感とともに、微熱や頭痛、筋肉痛、脱力感や、思考力の障害、抑うつ等の精神神経症状などが長期にわたって続くため、健全な社会生活が送れなくなるという疾患である。1988年にアメリカ合衆国疾病対策センターによりその報告が行われて以降、多くの国々で症例が報告されている。

こうした中、日本医療研究開発機構（AMED）研究班により、2016年に臨床診断基準（案）が出されるなど、病因・病態の解明や治療法の開発が進められているが、今なお病因が特定されておらず、治療法も確立されていないため、患者は十分な治療が受けられない状況にあり、社会からの偏見や理解不足に苦しんでいる。2012年に行われた厚生労働省CFS研究班の調査により、患者の4分の1は長期にわたりほとんど回復が見られず、日中も臥床して生活し、生活介護も必要であるという深刻な実態が明らかになった。

また、介護や就労支援等が必要であるにもかかわらず、障害者手帳取得のための指定医・認定機関でも当該疾病の理解が不十分であることから障害認定を受けられないことも多く、福祉制度の谷間に置かれ、必要な福祉サービスや就労支援を受けられないのが現状である。特に、若年層では学校生活を送ることが困難となり、教育を受けることを制限されてしまう深刻な状況も見られる。

よって、国においては、ME／CFS患者の支援に向け、下記事項に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 国において、病因・病態を研究し、早期に治療法を確立すること。
- 2 ME／CFSの実態を医療・福祉・教育関係者や国民に周知するとともに、患者が全国どこでも診療及び治療を受けられる環境を整えること。
- 3 支援の必要性が認められる重症患者の実態に即した支援制度を確立するとともに、社会復帰に向けた就労支援事業を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

受動喫煙防止対策を推進するため健康増進法の改正を求める意見書（案）

受動喫煙の防止には、何よりもたばこの煙が深刻な健康被害を招くことを国民に啓発していくことが重要である。

厚生労働省の喫煙の健康影響に関する検討会が取りまとめた報告書（たばこ白書）では、喫煙は肺がん、喉頭がん、胃がんなどに加え、循環器疾患や呼吸器疾患などとも因果関係があり、受動喫煙は肺がん、虚血性心疾患、脳卒中と因果関係があることが示されている。また、厚生労働省の研究班は、受動喫煙による死亡者数を年間約1万5000人と推計している。

たばこの煙による健康被害についてこうした公表がある一方で、世界保健機関（WHO）は、日本の受動喫煙防止対策を最低ランクに位置づけている。この現状を脱するとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて我が国の受動喫煙防止対策の充実を図り、その取り組みを国際社会に発信する必要がある。

よって、国においては、国民の健康を最優先に考え、受動喫煙防止対策の取り組みを推進するため、下記の事項に取り組んだ上で罰則つき規制を盛り込んだ健康増進法の早急な改正を行うよう強く要望する。

記

- 1 健康増進法の改正に当たっては、屋内の職場・公共の場を全面禁煙とするよう求める、「WHOたばこ規制枠組条約第8条の実施のためのガイドライン」を十分考慮すること。また、対策を講じるに当たっては、準備と実施までの周知期間を設けること。
- 2 屋内での規制においては、喫煙専用室の設置が困難な小規模飲食店に配慮すること。また、未成年者や従業員の受動喫煙対策を講じること。
- 3 各自治体の路上喫煙規制条例等との調整を視野に入れて法改正を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

第41教育飛行隊の浜松基地移動計画を中止することを求める意見書（案）

防衛省南関東防衛局は本年5月に浜松市長に対して、現在航空自衛隊美保基地において訓練をしている第41教育飛行隊を2020年までに航空自衛隊浜松基地にある航空教育集団の下に移動させ、教育、訓練を実施したい旨の申し入れを行った。

移動計画では、浜松基地に新たに基本操縦訓練機T-400を10機配備し、あわせて第41教育飛行隊員を含む百数十人の隊員を増員するものとし、現在の航空機の離着陸回数は月平均2100回に及んでいるが、T-400の配備によって、離着陸回数が約3割増の2750回になるとしている。

また、美保基地周辺のVFR（有視界飛行）で通過する民間機等の交通量は年間約2100機であるのに対して、浜松基地周辺は4倍となる8500機と、上空の過密度が余りに違い過ぎている。

さらに、航空自衛隊浜松基地には既に早期警戒管制機AWACSが配備され、基地周辺住民は、現状でも、日常的な騒音に悩まされる中で、これ以上の危険や騒音に耐えられないという声が本市議会にも届けられた。

記録に残る浜松基地所属の航空機の墜落事故は、1954年にL-19が浜名湖瀬戸に墜落したことを初めとして22回に及び、23名のとうとい命が失われている。中でもT-2ブルーインパルスが展示飛行中に墜落し、死傷者が出た事故は大惨事となり、多くの市民を恐怖の渦に陥れた。

よって、国においては、本市における現状以上の騒音や危険による市民生活の悪化は許されないことから、第41教育飛行隊の移動計画を中止するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

核兵器禁止条約への日本の参加を求める意見書（案）

本年7月7日国連会議は、核兵器禁止条約を国連加盟国の6割を超える122カ国の賛成で採択した。これにより、核兵器は非人道的で反道徳的なものであるだけでなく、違法兵器としての烙印が押されるものとなった。被爆者を初めとして、核兵器のない世界を求める世界各国と市民の取り組みによる貴重で重要な成果である。

この条約の第1条では、核兵器の法的禁止の内容を定め、核兵器の開発、実験、生産、保有、使用、使用の威嚇などを禁止している。核兵器の使用の威嚇の禁止は、核抑止力論という核兵器にしがみつく最大の口実をも禁止したものとなっている。

また、第4条では、核兵器完全廃絶に向けた枠組みが述べられ、核保有国が条約に参加する場合、参加後に核兵器を速やかに廃棄することを認めており、核保有国に対し参加の門戸を広く開いている。

国は、核兵器のない世界を目指し、核兵器を持つ国々と、持たない国々の橋渡し役を務めると明言しているが、被爆国として核兵器禁止条約の交渉会議に参加しないという姿勢に、広島、長崎両市で開催された原水爆禁止世界大会に参加した各国の代表からも遺憾の声が相次いだ。

また、広島市での被爆者7団体との面談に続き、8月9日には長崎市でも被爆者5団体が安倍晋三首相と面談し、今こそ日本が核兵器廃絶の先頭に立つべきであると、核兵器禁止条約への参加を求めた。

本市議会では、2011年3月15日に「戦争やテロリズム、核兵器等による脅威をなくし、地球上のすべての人々が平和に暮らしていける世界を築いていかなければなりません」とした、浜松市平和都市宣言を全会一致で決議したが、この宣言を結実させる重要な時期に来ている。

よって、国においては、唯一の戦争被爆国として、核兵器禁止条約に1日も早く参加するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。